

【代表研究者】

山本 豊

【所属機関および職名】(助成決定時)

上智大学法学部教授

【研究題目】

電子契約の締結に関する国際的法統一に関する研究

【研究の目的】

インターネットは、多大な時間や費用をかけずに国境を超えた取引を行うチャンスを企業や個人に提供する。しかし、国際的な電子取引が発展するためには、電子契約に紙ベースの契約と同等の法的処遇を与え、電子契約をめぐる法的紛争を適切に解決するための法制度が整備されていなければならない。また、これらの法制度の整備が各国バラバラに行われたのでは、国際的電子商取引が展開するための環境整備としては十分とはいえない。このような見地から、数多くの国際機関がこの分野における法の国際的な調和や統一に取り組んでいる。本研究は、そのような取り組みの代表的な例として、欧州連合の「電子商取引に関する指令」とそのドイツにおける国内法化の動向および国際連合国際商取引法委員会(Uncitral)における「国際取引におけるデータ・メッセージの使用に関する条約」策定の動向を調査・分析することを通じて、この分野における国際的法統一の方向並びに日本法の向かうべき方向を探ることを目的とするものである。

【研究の内容・方法】

Uncitral は、2001年に開催された総会において、電子契約締結(“electronic contracting”)に関する国際的な法文書を策定することにつき、電子商取引作業部会にマンドートを与えた。作業部会は、すでに5回(本助成期間終了時まででは3回)にわたって精力的に審議を行い、早ければ2005年の総会に条約案を上程する勢いで作業を進めている(本代表研究者は、その内4回の会期に日本代表として出席する機会を得た)。本研究は、作業部会が、電子商取引という変化・発展の急激な領域で条約という固定的ルールを策定するという試みに必然的に伴う困難に直面しつつも、国際的電子商取引促進のための法的枠組の構築に向けて審議を重ねている状況を明らかにしつつ、予想される条約案の内容を調査・検討した。

他方、2000年7月に発効したEU電子商取引指令も、情報提供義務やオンラインでの契約締結を規律事項に含んでおり、中でも情報提供義務、契約条項の保存・再生を可能とする措置をとる義務、インプット・エラーを是正する技術的手段を提供する義務に関する諸規定は、前述したUncitralの条約案の審議にも影響を与えているだけに、注目される。本

研究では、E U電子商取引指令中の電子契約に関する規律の内容、そのドイツにおける国内法化措置の内容を調査・分析し、さらに、自らのルールの内容を Uncitral の条約案を通じて国際ルール化しようとする E U 諸国の試みの帰趨について調査した。

国際契約におけるデータ・メッセージの使用に関して条約を策定するという Uncitral の企図が成功するかは、なお事態の推移を見守る必要がある。また、仮に条約が成立したとして、日本がそれを批准するかどうかも不透明である。しかし、いずれにしても、Uncitral の条約及び EU 指令とその国内法化（ドイツの）の各内容は、日本の国内法の解釈論や立法論にとって貴重な示唆を含むものである。本研究は、その示唆がどのようなものであるかにつき考察を加えた。

【結論・考察】

Uncitral の電子商取引作業部会は、2002 年春以来、5 回（本助成期間終了時まででは 3 回）にわたり、「国際取引におけるデータ・メッセージの使用に関する条約」案に関する審議を積み重ねている。電子商取引という変化・発展の急激な領域で条約という固定的ルールを策定するという試みには、必然的に多大の困難が伴う。しかし、作業部会は、当初の構想を縮小し、国際的電子商取引促進のための最低限の法的枠組の構築に目標を絞って、早ければ 2005 年の採択を目指す勢いで作業を進めている。このような Uncitral の条約案の内容、および、2000 年 7 月に発効した E U 電子商取引指令とその国内法化（ドイツの）の内容は、日本の国内法の解釈論や立法論にとって貴重な示唆を含むものである。とりわけ、受信の時点をめぐる議論、インプット・エラーの取扱いに関する議論、自動コンピュータシステムを利用して行う注文の性質をめぐる議論から、具体的な示唆を引き出すことができよう。